

一般財団法人エイブル文化振興財団

2022年度 奨学生募集要項

一般財団法人エイブル文化振興財団は、グローバルに活用する夢をもった学業優秀、品行方正でありながら経済的にも支援が必要な若者を援助することで、青少年の健全な育成に寄与することを目的として奨学生の募集を行います。

1 奨学金の内容

(1) 支給額：年間10万円

- ・当財団からの奨学金は、返済の必要はありません
- ・他の奨学金（貸与、給付）との併給も可能です
- ・原則として、1年間の支給となります。ただし卒業した場合は卒業までの支給となります（奨学金を受けた次年度以降の再応募も可能です）

(2) 支給方法：年額の半年分（5万円）を在学の確認を行った後、9月と3月に一括して本人名義の金融機関口座へ振り込みます。

2 応募について

(1) 応募資格：以下の各項目にいずれも該当すると認められる者

- ・学業優秀、品行方正であり、かつ経済的な支援を必要とすること
- ・将来、グローバルに活躍する夢を持つ学生であること
- ・2022年4月時点で在学し、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の大学キャンパスに通学している者
- ・支給期間中、当財団が定めるレポート等を期日までに提出できる者
- ・支給期間中、当財団の行事に積極的に参加できる者

※学校教育法に定める大学の学部生を対象とします

※短期大学、大学校、夜間、通信制大学は含みません

※対象となる学校かどうか不明な場合には、学校にお問い合わせください

(2) 募集人員：40名程度

(3) 応募方法：応募者は下記の要領で応募してください。

① 1次審査（書類審査）

財団のホームページ（<https://www.ablefoundation.or.jp>）の「応募フォーム」に必要な事項を入力し、送信してください。

下記の書類については、原本または複写を一般書留、簡易書留、レターパックプラスのいずれかで当財団宛、送付してください。なお、開封できない書類については、そのまま受付期間内に送付してください。

- ・大学の推薦書（大学1年生の方は、高等学校の推薦書でも可）*1
- ・在学証明書
- ・成績証明書（取得単位数が記載されているもの）*2
- ・生計を維持している人の令和3年度課税（所得）証明書*3

*1 当財団指定様式となります。当財団のホームページよりダウンロードしてください

*2 大学1年生の方は、高等学校の成績証明書を提出してください。大学に編入学した方は、編入前に在籍していた学校の成績証明書も提出してください。現在の大学入学前に、他の学校を卒業または退学した方は、入学前に在籍していた学校の成績証明書も提出してください

*3 生計を維持している人は、原則父母となります。収入の有無や同居、別居の別にかかわらず、課税証明書が必要です。源泉徴収票や確定申告書のコピーを代用することはできません。留学生の方で、生計を維持している人が母国にいらっしゃる場合、母国で発行された2020年の年間収入を証明する公的書類を、日本語訳と共にご提出ください。日本語訳の最後には、翻訳者の所属、氏名、応募者との関係を記載してください

② 2次審査（書類審査） ※面接を行う場合があります

1次審査合格者はメールで通知しますので、下記の書類を提出してください。なお、原本を既に送付された方は、原本の再送付は必要ございません。

書類到着のお問い合わせには対応しておりませんので、書類を送付する際は、一般書留、簡易書留、レターパックプラスのいずれかで送付してください。

【提出書類】

ア～エは当財団指定様式となりますので、お知らせする URL からダウンロードした書類に記入してください。

- ア 書類送付書
- イ 願書（写真添付）
- ウ 小論文（自筆、800字程度）
- エ 推薦書の原本（推薦者の署名や押印のあるもの）
- オ 在学証明書の原本
- カ 成績証明書の原本
- キ 令和3年度分課税（所得）証明書の原本
- ク 住民票の写しの原本（3ヵ月以内に発行された、マイナンバーの記載がなく、世帯全員がわかるもの）*4

*4 ご両親と異なる自治体に住民票がある方や、ご両親と世帯を分けている方は、双方の住民票の写しが必要です

（4）応募受付期間

- ① 1次審査：2022年4月1日10:00～5月16日17:00（当財団必着）
- ② 2次審査：2022年6月上旬～下旬（追ってお知らせいたします）

（5）送付先：〒107-0051 東京都元赤坂1丁目2番7号 AKASAKA K-TOWER 8F

一般財団法人エイブル文化振興財団 事務局

※封筒には「奨学生募集書類在中」と明記してください

※書類の不足があった場合は、原則、選考の対象といたしません

※二重応募は選考の対象といたしません

※お送りいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください

※書類到着のお問い合わせには対応しておりません

3 選考・採用について

（1）選考：当財団の奨学生選考委員会により選考を行います。

2次審査の結果（採否）は、8月末までに本人に通知するとともに、合格者には書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ署名捺印し、郵送してください。

なお、採用者については、在籍大学等へも連絡いたします。

（2）奨学金の休止、停止：

下記の事由が生じた際は、奨学金の給付を停止または返還を求めることがあります。

- ・ 在学校の学籍を失ったとき
- ・ 休学、留年、学校の単位に含まれない留学の場合
- ・ 提出書類に虚偽記載がある場合
- ・ 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき
- ・ 学業成績または素行が不良となったとき
- ・ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ・ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- ・ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき

4 その他

- (1) 当財団の奨学生への応募の際に提出していただく個人情報については、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。
- (2) 当財団の奨学金給付は卒業後の進路等について一切の制約を課すものではありません。
- (3) 選考の過程で面接する場合があります。
- (4) 採用決定後、所在等連絡先の変更、休学等の異動があった場合は、速やかに当財団に届け出てください。

- 5 問い合わせ先：当財団に関連するお問い合わせについては、ホームページの「お問い合わせ」に記入し送信してください。